特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	検診事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、検診事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年4月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	検診事務
②事務の概要	・健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、市民の健康増進の向上を目的とした各種がん検診等を実施している。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①検診結果の管理、②世帯情報を確認し無料券の発行、③検診結果の照会、④検診の予約
③システムの名称	健康管理システム　中間サーバー　団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
検診受診者情報ファイル、住民情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　保健所　健康づくり推進課
②所属長の役職名	健康づくり推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　法務ガバナンス室（072－674－7322）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　保健所　健康づくり推進課（072－674－8800）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月24日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月24日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システム端末へのアクセスはICカードの使用とパスワード入力、システムへのアクセスはユーザーID・パスワード入力を必要とする多要素認証を行っている。 ・利用者を管理する手順を利用者管理手順書にまとめ、当該手順書に沿って、ID・パスワードを個人に割り当て、ユーザID名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 ・定期的にアクセス状況、ログの改ざん・窃取・消失等が起こっていないことの分析・確認を行い、分析・確認結果を記録している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム　中間サーバー	健康管理システム　中間サーバー　団体内統合宛名システム	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の76の項	・番号法第9条第1項　別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8項　別表第二の102の2の項 【情報提供】 番号法第19条第8項　別表第二の102の2の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年3月24日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年3月24日時点	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	[〇]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である	事後	
令和7年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	記載なし	・システム端末へのアクセスはICカードの使用とパスワード入力、システムへのアクセスはユーザーID・パスワード入力を必要とする多要素認証を行っている。 ・利用者を管理する手順を利用者管理手順書にまとめ、当該手順書に沿って、ID・パスワードを個人に割り当て、ユーザID名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 ・定期的にアクセス状況、ログの改ざん・窃取・消失等が起こっていないことの分析・確認を行い、分析・確認結果を記録している。	事後	